

三鷹市立学校 小・中一貫教育の 推進に係る実施方策

令和8年3月2日

三鷹市教育委員会

目次

はじめに	2
1 学園経営の管理・運営	
(1) 学園の教育課程	3
① 「学園の教育計画」の策定	
② 各校の教育課程の編成	
(2) 学園の組織体制及び校務分掌組織等	4・5
① 小・中一貫型小学校・中学校	
② 学園長・副学園長	
③ 兼務発令	
④ 学園の分掌組織	
⑤ 各校の校務分掌組織	
⑥ 学園運営面の調整	
⑦ 学園運営委員会	
⑧ CS委員会	
⑨ スクール・コミュニティ推進員	
⑩ 地域学校協働活動を推進する団体（地域学校協働本部）	
2 学園の教育活動	
(1) 教員の指導体制	6・7
① 教員の指導体制の充実	
② 小・中学校の教員の協働	
③ デジタル技術を活用した児童・生徒理解の促進	
④ 小・中一貫した切れ目ない教育支援	
⑤ 小・中一貫した教科指導の充実	
(2) 児童・生徒の交流活動	8
① 日常的な交流活動の促進	
② 学園の特色ある交流活動の推進	
③ 小・小（小学校の児童同士）の交流活動の充実	
④ 小・中（小学校と中学校）の交流活動の充実	
(3) 小・中一貫カリキュラムの改訂及び活用	8・9
① 9年間の連続性・系統性のある指導と学園版カリキュラムの活用	
② 各教科等の概要及び内容系統配列一覧の活用	
③ 発達段階に応じた育成を目指す資質・能力の明確化	
④ 補足的な学習の徹底と発展的な学習内容の充実	
(4) 特色ある教育活動の充実	9・10
① キャリア・アントレプレナーシップ教育の推進	
② デジタル・シティズンシップ教育の推進	
③ 多様な学習機会の充実と選択	
④ 特色ある教育活動の積極的な発信	
概要図	11

はじめに

三鷹市立学校では、三鷹市教育ビジョン及び三鷹市教育支援プランを踏まえ子どもたち一人ひとりが、自らの幸せな人生とより良い社会の創造（個人と社会のウェルビーイング¹）の実現に向け、主体的に「人間力」と「社会力」を発揮できるよう、全ての教職員が、全児童・生徒の「義務教育9年間の連続性と系統性のある学び」と「15歳の姿」に責任をもち、質の高い教育の実現を目指す。

「人間力」・・・基礎的な素養を身に付け、自立して考え判断し、心身ともに健やかに力強く生きていくための総合的な力

「社会力」・・・多様な個性を尊重し、適切な人間関係を結びながら、社会に参画し、共に生きていく力

三鷹市立学校 22校を7つの中学校区で分け、それぞれを小・中一貫教育校（以下「学園」という。）とし、7つの学園において、学校・家庭・地域が連携・協働した「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を展開する学園経営を行う。

また、学校や子どもたちを「縁」としたつながり、人々のネットワークであるスクール・コミュニティの発展を目指し、学校を地域の共有地「コモンズ」として活用し、学校を核とした地域づくりを推進する。その具体策の一つとして「学校3部制」の推進を図る。

学校3部制とは、教室の機能転換を含めて学校施設を活用することで、学校施設が次の3つの機能を果たすものとする。

第1部・・・学校教育の場

第2部・・・放課後を中心とした安全安心な子どもたちの学び場・遊び場

第3部・・・生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動など地域の多様な活動の場

学園の全ての教職員が以下に記載する取組を共通に認識し、第1部の学校教育の場の充実を目指し第2部、第3部との連携を図りスクール・コミュニティの発展に資するとともに、小・中一貫校として学園・学校経営、学園・学校の教育活動の質の向上を図るものとする。

¹ ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもので、個人のみならず、個人を取り巻く地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念とされています（参考：教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定））

1 学園経営の管理・運営

(1) 学園の教育課程

各学園が、特色や地域の実情を生かした学園経営を推進するため以下のことに取り組む。

① 「学園の教育計画」の策定

- ◆ 各学園において、「学園の教育計画」を策定する。
- ◆ 「学園の教育計画」は、各学園の特色を生かし以下の点について具体的に示す。
 - ア 教育目標
 - (ア) 学園の教育目標（学園で育成を目指す資質・能力）
 - (イ) 学園の教育目標を達成するための基本方針
 - (ウ) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての重点
 - イ 指導の重点
 - ウ その他教育委員会が必要と認める事項
- ◆ 上記「ア(ア) 学園の教育目標（学園で育成を目指す資質・能力）」については、三鷹市で目指す「人間力」と「社会力」につながる資質・能力として明確に示す。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学園の教育目標を踏まえつつ、学園で育成を目指す資質・能力を児童・生徒、保護者及び地域と共有する。
- ◆ 「地域とともにある学校」の実現を目指し、地域と一体となって学園で育成を目指す資質・能力を育むために、地域との連携・協働をより一層推進し、地域資源・地域人財等を生かした教育活動の質の向上を図る計画を立てる。
- ◆ 学園で育成を目指す資質・能力や地域との連携・協働については、コミュニティ・スクール委員会（学校運営協議会）（以下「CS委員会」という。）において、熟議などの手法を用いて意見交換等を十分に行うとともに、CS委員会にて「学園の教育計画」の承認を得る。

② 各校の教育課程の編成

- ◆ 各校の教育課程の編成に当たっては、「学園の教育計画」を十分に踏まえる。
- ◆ 三鷹市立学校における「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」のこれまでの実績と強みを最大限に生かし学園として一体感のある教育課程を編成する。
- ◆ 学園で育成を目指す資質・能力を踏まえ、各校で育成を目指す資質・能力を明確にし、児童・生徒、保護者及び地域と共有する。
- ◆ 各校の教育課程の編成に当たっては、上記①の記載と同様にCS委員会において、意見交換など十分に行い承認を得る。

(2) 学園の組織体制及び校務分掌組織等

教職員一人ひとりが、学園の教職員として児童・生徒一人ひとりの「義務教育9年間の連続性と系統性のある学び」と「15歳の姿」に責任をもち、職務に専念できるよう以下のことに取り組む。

① 小・中一貫型小学校・中学校

- ◆ 学校教育法施行規則²及び教育委員会規則³等に基づき、三鷹市内の小・中一貫教育校を法律上の「小・中一貫型小学校・中学校」と位置付け、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」における学園組織体制を強固なものとする。
- ◆ 「チーム学校」を更に「チーム学園」へと発展する。

② 学園長・副学園長

- ◆ 教育委員会が、学園の校長の中から、学園長及び副学園長を指名する。
- ◆ 学園長は、学園を代表し、運営の総合調整を行うとともに、次に掲げる事務を掌理する。
 - ア 学園の教育計画の策定及び実施に関すること。
 - イ 学園の評価の計画及び実施に関すること。
 - ウ 学園のCS委員会の運営に関すること。
 - エ その他、職務上委任又は命令された事項に関すること。
- ◆ 学園長は、副学園長と連携・協働を図りながら学園運営を推進する。
- ◆ 副学園長は、学園長を補佐し、連携・協働を図りながら学園経営を推進する。

③ 兼務発令

- ◆ 管理職（校長・副校長）を含む全教員を学園内全ての小・中学校の教員として兼務発令を行う。
- ◆ 小・中一貫教育校である学園の教員としての意識を高め、学園の教育を円滑に行うとともに、学園の一体感をより一層高めるものとしていく。

④ 学園の分掌組織

- ◆ 学園の管理職（校長・副校長）の中で担当管理職を決め、これを長とする各校の分掌主任等による学園分掌部会を組織し、定期的な部会の開催のもと、学園内の連携・調整を図る。

² 学校教育法施行規則

第79条の9 同一の設置者が設置する小学校(中学校連携型小学校を除く。)及び中学校(併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。)においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

2 前項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校(以下「中学校併設型小学校」という。)及び同項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えるものとする。

³ 三鷹市公立学校の管理運営に関する規則

第29条 委員会は、保護者、地域住民等の学校運営への積極的な参画を得ながら、小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)が相互に密接な連携の下で一貫した教育を施すことにより、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習を実現するために、小・中一貫教育校(以下「学園」という。)を置く。

2 学園は、施行規則第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校により構成する。

⑤ 各校の校務分掌組織

- ◆ 各学園の実態に応じて学園内で分掌組織をそろえ、小・中学校間、小学校間で一体感のある校務運営の推進を図る。

⑥ 学園運営面の調整

- ◆ 各校の主幹教諭（指導教諭）・主任教諭等の中から、小・中一貫コーディネーターとして各校1人以上を位置付け、研修・研究や運営面等の調整を行う。

⑦ 学園運営委員会

- ◆ 学園長、副学園長を中心に各校の副校長、小・中一貫コーディネーター、分掌主任等により、学園全体の運営委員会を組織する。
- ◆ 運営委員会は、定期的に開催し、学園運営の方向性の検討・共通理解を図る。
- ◆ 各校においては、運営委員会での決定に基づき学校運営・教育実践を行う。

⑧ CS委員会

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律⁴及び教育委員会規則⁵等に基づき、CS委員会を学園単位の学校運営協議会として位置付け、地域・保護者の意向を反映し、学校・保護者・地域のより一体感のある学園運営を行う。

⑨ スクール・コミュニティ推進員

- ◆ 各学園にスクール・コミュニティ推進員（以下「SC推進員」という。）を配置し、学校と学校支援ボランティアとの連絡及び調整機能を強化するとともに、教育活動に対して幅広い地域の支援を持続的に得ることを可能にする。また、コミュニティ・スクールの事務局機能の充実を図り、地域の教育力を学園の児童・生徒の教育活動に生かす。

⑩ 地域学校協働活動を推進する団体（地域学校協働本部⁶）

- ◆ 各学園は、学園に設置する地域学校協働活動を推進する団体と連携し、地域とともにある学校、地域人財を生かした授業づくりを推進する。

⁴ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

⁵ 三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則

第1条 三鷹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保護者及び地域の住民等(以下「地域住民等」という。)がその地域の三鷹市公立学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるため、小・中一貫教育校(三鷹市公立学校の管理運営に関する規則(昭和37年三鷹市教育委員会規則第4号)第29条に規定する小・中一貫教育校をいい、以下「学園」という。))ごとに、当該学園の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関としてコミュニティ・スクール委員会を置く。

⁶ 地域学校協働本部

幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワーク(参考「地域学校協働活動 地域と学校でつくる学びの未来」文部科学省)のことで、三鷹市では地域学校協働活動を推進する団体という。

2 学園の教育活動

(1) 教員の指導体制

学園の全ての教員が、全児童・生徒の「義務教育9年間の連続性と系統性のある学び」と「15歳の姿」に責任をもち、質の高い教育の実現を目指し、学園としてよりよい教育を展開するとともに、学園内の小学校及び中学校の教員が学園の教員として相互の理解を深め、児童・生徒理解の推進を図り、学園の一体感をより一層高め、教育活動の質の向上を図るために以下のことに取り組む。

① 教員の指導体制の充実

◆ 学校間での教員交流

デジタル技術も活用し、教員同士の授業交流等の推進を図る。

小・小、小・中連携を更に推進し、特に小学校間の指導の連携や統一を図り、学園内の指導の一貫性を図る。

◆ 小・中学校間での相互乗り入れ授業

小学校教員と中学校教員が相互に乗り入れ授業を行うことで、義務教育9年間の連続性や系統性を踏まえた授業改善に努めるとともに、日常的な児童・生徒の情報共有を図る。

相互乗り入れ授業を行う教員が効果的な指導ができるように学園で工夫し、学園単位で時間割に位置付け、年間を通して実施する。

◆ 人事に関する意見具申や教員の公募制度の積極的な活用

コミュニティ・スクール制度のメリットを生かしたよりよい教員人事の実現に向けて積極的に公募制度等を活用する。

◆ 兼務発令を踏まえた勤務校の柔軟な配置の検討

小・中学校教員の短期・中期における兼務校での日常的な勤務や、本務校を柔軟に配置するなど、任命権者との協議を積極的に進める。

② 小・中学校の教員の協働

◆ 学園研究会の実施

学園単位で小・中一貫した指導方法の工夫・改善と「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」(以下「小・中一貫カリキュラム」という。)に基づいた「学園版小・中一貫カリキュラム」(以下「学園版カリキュラム」という。)の効果的な活用及び検証を主たる目的として、小・中学校の教員が情報を交換し合い、学び合うために、授業研究に基づく学園研究を実施する。

◆ 校内研究会の実施

各学園・学校の児童・生徒の実態、教員の実情に応じて学園研究会と合わせて実施する。

◆ 生活指導に関する協議会の実施

小・中学校の生活指導に対する教員間の意識と指導の差の解消を図り、「生徒指導提要(改訂版)」(令和4年12月 文部科学省)に基づいた生活指導の在り方を摸索し、学園としての一貫性、継続性のある生活指導を徹底する。

③ デジタル技術を活用した児童・生徒理解の促進

◆ 校務支援システム等を活用した児童・生徒の学習状況等の把握・蓄積

学園単位で、義務教育9年間の学習や支援の履歴が共有できる校務支援システムの強みを生かすとともに、学園内の共有ドライブ等のデジタル技術を活用し、児童・生徒一人ひとりの学習履歴や出欠状況、支援に関する状況等を確実に把握できるよう蓄積する。

◆ 校務支援システム等による確実な情報の引継ぎ及び活用

9年間継続して児童・生徒の学習・生活状況等を適切に把握するために、デジタル技術等を活用し適切かつ円滑に児童・生徒一人ひとりの情報の引継ぎを行うとともに、それらを踏まえた学習指導・生活指導・支援等の個に応じたきめ細かい指導を行う。

特に、支援の必要な児童・生徒の状況については、適切な把握・蓄積を実施し、情報の円滑な引継ぎを行い、情報を十分に活用したきめ細かい指導を行う。

④ 小・中一貫した切れ目ない教育支援

◆ 義務教育9年間を通じた教育支援

通常の学級と教育支援学級（固定制・通級制）、校内通級教室との連携を図り、児童・生徒一人ひとりの支援ニーズを的確に把握するとともに、学園内において適切な情報の引継ぎにより、個に応じたきめ細かい指導・支援を行う。

◆ 市配置のスクールカウンセラーによる相談支援

スクールソーシャルワーク機能を担う市スクールカウンセラーを学園単位で配置し、学園内の児童・生徒や保護者への的確な支援が継続的に行える体制を整え、学園内で情報を共有するとともに、小・中一貫した相談支援を行う。

⑤ 小・中一貫した教科指導の充実

◆ 小学校における一部教科担任制の実施

小学校高学年（第5・6学年）において、学年内の教員及び専科教員による教科担任制を、年間を通じて実施するとともに、小学校低・中学年（第1～4学年）において、学園・学校の教員配置、児童の実態等に応じ、積極的に学年内の教員及び専科教員による教科担任制を、年間を通じて実施する。

教員一人ひとりが、担当教科の教材研究を深めるとともに学園内の教員との連携により授業の質を高め、チームで児童・生徒を指導する体制を強固なものにしていく。

発達段階を考慮しつつ教科担任制を実施することで、学年内や学校・学園内の複数の教員から指導を受けることにより、児童・生徒の個性や能力の伸張を図る。

◆ 習熟度別学習等による個別最適な学び（個に応じた指導）の徹底

「東京方式 習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」に則り、学習集団の規模や習熟の程度に応じた指導を展開し、個別最適な学び（個に応じた指導）の充実を図る。

教科の特性として学習の習熟に差が出やすい算数・数学については、小学校中学年（第3・4学年）以上での習熟の程度に応じた学習集団による指導を徹底する。

◆ 小学校外国語活動・外国語及び中学校外国語での英語指導の充実

小学校では、中学校外国語（英語）教員の専門的な指導方法等の共有を図りながら、言語の使用場面に留意した（目的や場面、状況等に応じた）実際に通用する外国語運用能力を身に付けられるよう、学園として連続性・系統性のある指導を実施する。ALT（外国語指導助手）と担任とのチーム・ティーチングによる外国語活動・外国語の授業を実施するとともに、外国語指導の専門性を有する教員等による指導の充実も図る。

中学校では、小学校で身に付けたコミュニケーション能力の素地を意識した上でALTを効果的に生かし、英語を用いたコミュニケーション活動を充実させ、スパイラルな学習の充実を図る。

なお、三鷹市の特色として小学校低学年（第1・2学年）においても、学校裁量で活用できる時間の中で外国語活動の指導を年間15時間以上実施する。

(2) 児童・生徒の交流活動

学園の全ての児童・生徒が学園生としての帰属意識をもつとともに、自己有用感や自己肯定感、思いやりなどの向上を図るために以下のことに取り組む。

① 日常的な交流活動の促進

- ◆ 異校種、異学年、体験活動等を年間計画に明確に位置付け、多様な交流活動を実施する。

② 学園内の特色ある交流活動の推進

- ◆ 学園の特色や地理的・環境的な側面を踏まえた工夫を行う。

③ 小・小（小学校の児童同士）の交流活動の充実

- ◆ 中学校入学前から学園の仲間であることを意識した教育活動を推進するとともに、特定の学年に偏らない工夫を行う。
- ◆ 小学校第6学年による自然教室の合同実施や行事を通じた交流・選択制学習、クラブ活動の合同実施、委員会活動の交流など積極的な交流活動を実施する。

④ 小・中（小学校と中学校）の交流活動の充実

- ◆ 学園として、小学生は中学校生活の見通しと中学生への憧れの気持ちを、中学生は思いやりの気持ちや自己肯定感をもてるような交流活動の工夫を行う。
- ◆ 中学生のふれあいボランティアや小学校運動会ボランティア、児童会・生徒会活動による挨拶運動やいじめ防止に向けた熟議、地域清掃活動、学園集会、学園作品展、学園音楽会など積極的な交流活動を実施する。

(3) 小・中一貫カリキュラムの改訂及び活用

三鷹市教育委員会においては、学園として義務教育9年間の学びの連続性と系統性を明らかにし、小・中一貫した教育を展開するために平成18年に策定した小・中一貫カリキュラムを、学習指導要領の改訂等とともに、改訂・更新を適切に進める。

各学園においては、小・中一貫カリキュラムを基に各学園・学校、児童・生徒の実態や地域特性に応じたカリキュラムとなる学園版カリキュラムを策定し、小・中一貫カリキュラムの改訂・更新に合わせ更新するとともに、学園研究会等において学園版カリキュラムを毎年見直し各学園における教育活動の質の向上を図るために、以下のことに取り組む。

① 9年間の連続性・系統性のある指導と学園版カリキュラムの活用

- ◆ 全教員は、小・中一貫カリキュラムに基づいた授業を行うとともに、学びの連続性と系統性を意識した学年間の円滑な接続を図り、児童・生徒一人ひとりが確実に学習内容の定着を図れる丁寧な指導を徹底する。
- ◆ 小・中一貫カリキュラムを基に、各学園（学校）の児童・生徒の実態や地域特性に応じたカリキュラムを学園ごとに作成し（学園版カリキュラム）、学園内の全教員がこれを活用した授業を行う。
- ◆ 小・中一貫カリキュラム・学園版カリキュラムに基づき、デジタル技術も活用し、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ「主体的・対話的で深い学び」を実現するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図り、児童・生徒の資質・能力を着実に育む。

② 各教科等の概要及び内容系統配列一覧の活用

- ◆ 各教科等の概要及び内容系統配列一覧表を全教員が教育活動に生かし、学びの連続性と系統性を意識した指導を実施することにより、児童・生徒の学習到達度を高める。

③ 発達段階に応じた育成を目指す資質・能力の明確化

- ◆ 児童・生徒の9年間の発達段階や教科等の特性を踏まえて、小・中一貫カリキュラムに示した各期⁷において、育成を目指す資質・能力を明確にした指導を行う。
- ◆ 小・中学校の学校接続期である第Ⅱ期の指導に関しては、重点的に小・中学校間における指導の統一を図り、児童・生徒の学習が効果的かつ円滑にできるよう留意する。

④ 補充的な学習の徹底と発展的な学習内容の充実

- ◆ 基礎・基本が定着するよう学習用タブレット端末の活用やみたか地域未来塾、家庭学習の充実等を図り、スパイラルな学習を徹底する。
- ◆ 習得した知識及び技能を他の学習や生活の場面で活用する学習活動の充実を図る。
- ◆ 思考力、判断力、表現力の育成に重点をおいた発展的な学習活動の充実を図る。
- ◆ 体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動の充実を図る。

(4) 特色ある教育活動の充実

各学園における、児童・生徒の実態や地域の実情を踏まえ、創意工夫ある教育活動を展開し、教育活動の質の向上を図るために以下のことに取り組む。

① キャリア・アントレプレナーシップ教育の実施

- ◆ 小学校第1学年から中学校第3学年までの9年間を見通した、計画的・系統的なキャリア教育を実施する。
- ◆ 「キャリア・アントレプレナーシップ教育⁸」を通して、多様な大人と関わりながら、自分の将来に向けたキャリア形成能力を高め、創造性と自主・自律の精神、チャレンジ精神に富んだ児童・生徒を育成する。その際、三鷹市のコミュニティ・スクールの特性を十分に生かして実施し、地域を愛し、勤労を重んじ、将来地域に貢献できる人間の育成を目指すことに留意する。
- ◆ 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの学習活動を相互に関連付けながら、児童・生徒の実態に応じたカリキュラムを開発し、実践する。

⁷ 各期

三鷹市小・中一貫カリキュラムにおいて基本となる学習段階を以下のとおり定義している。

○第Ⅰ期 小学校1・2・3・4年生

○第Ⅱ期 小学校5・6年生・中学校1年生

○第Ⅲ期 中学校2・3年生

⁸ キャリア・アントレプレナーシップ教育

チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家がつよ意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育の要素をあわせて実施する教育のこと。

② デジタル・シティズンシップ教育の推進

- ◆ 各学園・学校において、「三鷹市デジタル・シティズンシップ育成指針」（令和5年3月 三鷹市教育委員会）に基づき、子どもたち一人ひとりが、デジタルのより良い使い手となるために考え行動できるよう、大人も子どもも当事者となり熟議等の手法を用いて議論する機会を設ける。
- ◆ デジタル・シティズンシップ教育において、情報モラル・リテラシーに関する指導や情報活用能力の育成を合わせて実施する。また、併せて保護者への啓発の充実を図る。

③ 多様な学習機会の充実と選択

- ◆ 各学園の児童・生徒の実態や地域の実情を踏まえ、学園ごとに特色ある教育活動として多様な学習機会を位置付けて実施する。
- ◆ 自然体験やボランティア活動の機会の充実、言語活動を基盤とした学習や読書活動の推進、国立天文台、大学、企業、NPO等と連携した様々な教育活動など子どもたちの学びの充実を図る。

④ 特色ある教育活動の積極的な発信

- ◆ 各学園での特色ある教育活動については、学園だよりや学校だより、ホームページ等を活用し、積極的に保護者、地域に発信する。
- ◆ 特に、土曜日等における授業公開では、実施方策に位置付けた小・中一貫教育の様々な取組やコミュニティ・スクールとしての取組を実施・公開し、保護者、地域にコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の良さを積極的に発信する。

三鷹市の小・中一貫教育 実施方策の策定・改定等の経過

平成 17 年 12 月 7 日	「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関する実施方策」	策定
平成 24 年 12 月 7 日	「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」	策定
平成 30 年 4 月 9 日	「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」	改定
令和 8 年 3 月 2 日	「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」	改定

三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策【概要版】

「義務教育9年間の連続性と系統性のある学び」と「15歳の姿」に責任をもち、
質の高い教育を実現

＝
コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育

学園経営の管理・運営

- ・ 学園の教育計画の策定
- ・ 各校の教育課程の編成
- ・ CS委員会
(学校運営協議会)

など



児童・生徒の交流活動

- ・ 異校種、異学年交流
- ・ 交流・選択制学習
- ・ あいさつ運動
- ・ ボランティア活動

など

教員の指導体制

- ・ 学園内の兼務発令
- ・ 相互乗り入れ授業
- ・ 切れ目ない教育支援
- ・ 小学校一部教科担任制

など

小・中一貫カリキュラムの 更新及び活用

- ・ 連続性と系統性
- ・ 内容系統配列一覧
- ・ 特色ある教育活動
- ・ 学園研究会

など

令和8年3月
三鷹市教育委員会